

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	総合食料局計画課
部署の業務内容	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針、生産調整、政府売買価格の決定、主要食糧の総合的な政策の企画・立案

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・従来より農家の方々や関係事業者の方々に施策を御理解いただけるよう、丁寧かつ誠実な対応に努めてきたところ。特に、生産調整等に係る農家等からの問い合わせには地方組織とも連携して迅速に対応するよう心がけている。 ・また、国民の関心が高まっている米粉に関する情報などは、農林水産省ホームページでわかりやすく情報提供するよう取り組んでいる。 ・ただし、消費者向けの情報提供等はこれまで手薄だったと反省しているところ。今後は、官房秘書課作成予定の「接遇マニュアル」等を活用し、誠実かつ丁寧な対応を実践しながら、米政策への御理解をより深めていただけるよう、積極的に意見交換等の場を持つ等、工夫してまいりたい。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・苦情、要請、内部告発等を受けた場合、常に迅速な処理を行うよう努めているところである。 ・また、苦情、要請に対しては、文書での回答や、必要に応じ職員を現地に派遣するなど、誠実な対応を心がけているところ。 ・官房情報評価課作成の「外部からの提供情報の管理マニュアル(試行版)」による対応を課内で周知している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・生産調整、米関係3法案や米粉用米の利用拡大等について、消費者・生産者向けの説明会や意見交換会を随時開催している。 ・意見交換を受けて、以下のような施策に反映。①米粉推進の政策立案に当たり、生産者と実需者の連携を明確に位置づけ、②生産調整の県間調整を実施、③米の相対取引価格の公開
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	○	

		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	・主要食糧の需給と価格の安定を図り、生産者、米関係業界の振興につなげることは、基本的には消費者の利益と相反するものではないと考えている。 ・ただし、生産者への支援策には国民の税金を使っているという観点を踏まえ、生産者・消費者双方の利益のバランスに配慮し、最善の施策を展開することができるよう努めることが重要である。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・所管する食糧法では、米穀の出荷・販売業者に対する立入検査等を定めている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	・平成16年に食糧法を改正し、消費者重視・市場重視の視点に立って、米政策を抜本的に見直し。 ・(食糧部全体の施策になるが)、事故米問題を受けて、検査マニュアルの策定、MA米輸入時のカビ毒防止のため解袋検査の導入等、科学的知見も取り入れた施策を展開。さらに、米の品質管理担当を設けるなど、国民の健康に悪影響を与えないよう、施策を立案し、業務を遂行。 ・事故米穀の取扱いに関し、所管課とともに連携して随時検討している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているもののなかで、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	米粉用米を生産したいが、売り先が見つからない(生産者) 米粉を用いた製品を扱いたいが、原料米の調達先が見つからない(事業者)	/	・生産者と実需者双方のニーズを調査・情報提供し、そのマッチングを図る取組を実施。
	県内でもっと米を生産したい/我が県では転作を拡大して米以外のものを生産したい	/	・生産調整の県間調整を導入(平成19年産より)